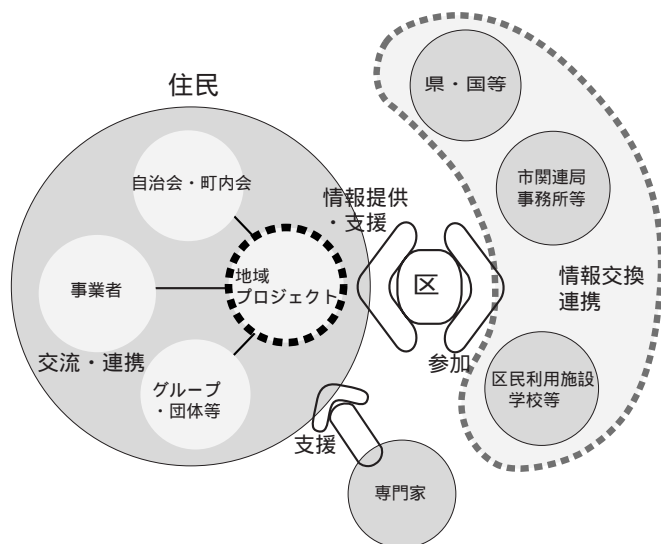


4 . まちづくりの 進め方



4.1 役割分担と協働によるまちづくりの推進

『鶴見のまちづくり』に基づいて地域の身近なまちづくりを進めるためには、住民と行政がそれぞれの役割を果たすとともに、連携し協働していくことが必要です。

(1) 住民主体のまちづくり

住民同士の交流・連携の推進と合意形成の場づくり

自治会・町内会や多様なテーマの活動グループ相互の交流と連携を進めるとともに、地域活動を通して、様々な人が地域に関わるき

っかけをつくり、新たな人材の発掘と育成を行います。

様々な世代や多様な立場の住民がお互いに交流を深め、立場が異なっても、地域課題の解決に向けて意見交換，合意形成を行い，連携できるようにしていきます。

地域まちづくりの主体的な取り組みの活発化
地域では，ア）地域行事や祭り，歴史や自然を知り活用する取り組みなど楽しんで参加できる活動，イ）地域での助け合い（高齢者・障害者の支援，子育て中の親への支援，子どもの居場所づくり等）や地域防災など安心して生活するための活動，ウ）地域の美化活動（清掃，ごみ対策，放置自転車対策等）など地域の管理運営ともいえる取り組みなどが行われています。

住民同士の連携のもとに，これらの主体的な取り組みを活発化し，発展させていきます。

住民主体のまちづくりの支援

住民，事業者，団体，鶴見区役所等からなる「鶴見まちづくり推進会議」等は，住民の意見交換の場の開設，活動の体制づくりや継続・発展など，住民同士の交流や主体的なまちづくりの支援をします。

(2) 地域における協働のまちづくり

様々な主体の連携と協働による身近なまちづくりの推進

区役所や関連局・事務所，区民利用施設，学校等は，情報交換や連携体制を強化し，住環境整備やコミュニティづくりなどの身近なまちづくりを推進します。

商工業者，交通事業者などの事業者や寺社など，地域の暮らしに関わる様々な主体と地域住民との意見交換の場づくりや，連携・協力していくための調整を行います。

住民との協働で行う身近な空間・施設の計画や管理運営の推進

公園，緑地，河川敷など身近な公共的空間や地区センターなどの地域施設は，利用者が

使いやすい空間とするために、計画づくりや管理運営への地域住民の参加が必要です。このため、計画にあたっては利用者を始め様々な人の参加を進め、空間整備のあり方や管理体制、活用ルールの検討を行います。

暮らしに大きな影響を与える事業計画への住民参加の推進

都市計画道路、再開発事業、大規模跡地開発など、暮らしに大きな影響を与える事業の計画について、適切な情報提供を行います。また、住民意見を聞く機会を計画段階から設けたり、住民に計画の検討に加わってもらうなど、住民参加を推進します。

4.2 地域プロジェクトの推進

「役割分担と協働によるまちづくり」を具体的に実践するために「地域プロジェクト」を推進します。

地域プロジェクトと位置づけた場合、住民の活動に対して、会議等の場所の提供、人や組織の紹介、既存の支援制度等の紹介、情報提供やアドバイスなどの支援を行います。

(1) 地域プロジェクトとは

地域プロジェクトは身近なまちづくりを進めるための仕組みです。例えば以下のようなものが地域プロジェクトの候補と考えられます。

ネットワークづくり型プロジェクト

自主活動グループ相互や活動を進める上で必要な相手との出会いの場づくりを支援するものです。地域主体のまちづくり活動を推進するための組織づくりや交流・連携のネットワークづくりを支援します。

施設整備・管理運営型プロジェクト

地域施設や身近な公共的空間について計画づくりや管理運営を行政と住民が協働で行うものです。行政の行う事業について、積極的に参加の場を設けていきます。

マスタープラン型プロジェクト

地域の魅力資源の保全活用、地域課題の抽出と対応策の検討など、地域の環境を、ある地区や具体的なテーマに即して総合的に検討するものです。行政主導型、住民発意型の2通りが考えられます。

(2) 地域プロジェクト成立の条件

上記に例示したものに限らず、『鶴見のまちづくり』の目標に合致した課題の中から、事業の可能性や地域の盛り上がりなどの条件が整ったものを順次取り上げます。

プロジェクトは、以下のような条件を総合的に考察して選定します。

主体的に関わる住民の存在

プロジェクトの成立には、主体的に関わろうとする住民または住民のグループが、まず手を挙げる必要があります。

また、プロジェクトの推進役やリーダーとなる人がいることも大切です。

目標やテーマが明確であること

プロジェクトとして推進するためには、何を実現したいのか、目標やテーマが明確になっている必要があります。目標やテーマは、『鶴見のまちづくり』の目標や方向性に合致している必要があります。

地域での展開、合意形成の可能性

プロジェクトは関係者を巻き込み、地域ぐるみの活動としていく必要があります。地域の様々な構成員と話し合い、お互いに協力する関係がつかれるかどうかは、大切な条件です。

その他

関係する行政や事業者と良好な関係をつくっていける必要があります。

また、プロジェクトの実現の可能性や波及効果について、判断していきます。

4.3 まちづくり行政の展開

住民と連携したまちづくりを推進するため、行政では以下のことを進めます。

(1) 窓口での対応の充実

区役所の区政推進課が、まちづくりの窓口としての役割を果たしていきます。

自分たちでまちづくりをしたいが、どこに相談すればよいかわからない、などの場合でも、ひとまず区政推進課にご相談ください。まちづくりの進め方についてのアドバイスや情報提供ができるよう、窓口での対応の充実を図っていきます。

また、地域の現状や計画等に関する情報を蓄積し、簡単に閲覧できるような仕組みづくりを検討します。その一つとして、まちづくりに関する資料を、窓口に置くだけでなく、区のホームページでも見るようにします。

(2) 総合的なまちづくり行政の推進

行政によるまちづくりは、横浜市の様々な部局、国、県などがそれぞれの計画に基づいて推進していきます。区役所は、それらの計画やそれに基づく事業等を、『鶴見のまちづくり』に基づいて地域の視点から検討し、都市計画局の支援のもとに、各部局等と調整を行っていきます。

また、区が主体となって行うまちづくりについても、行政の各部局等と調整を図り、様々な事業や制度と連携して総合的な展開を図ります。

(3) きめ細かな手法や制度の運用

住民主体のまちづくりを支えるために、既存の様々な手法や制度を活用していきます。

住民間の合意に基づき、地区計画や建築協定、緑地協定等、まちづくりのルールを法的に支えるしくみの適用や、様々な助成制度等の活用を積極的に推進します。

また、地域独自の課題に対応するため、法的な制度で対応しきれない場合には、自主的なルールづくり等を支援していきます。

(4) 重点的にまちづくりの検討を行うべき地区

3章「地域別プラン」において示した、まちづくりの「実現の方向」のうち、今後重点的にまちづくりの検討を行うべき地区を再掲します。これらの地区については、周辺の動向をふまえつつ、地域の機運に応じて、住民などの意見を聞きながら、まちづくりを検討します。

鶴見小野駅周辺の工業・準工業地域（3章2）

鶴見中央2，3丁目の準工業地域（3章3）

豊岡通り周辺（3章3）

岸谷線周辺（3章6）

駒岡，矢向・江ヶ崎，元宮地区等の工業系地域（3章1，4）

総合的なまちづくり

規制・誘導

都市計画法
 ・用途地域
 ・特別用途地区
 ・高度地区
 ・臨港地区
 ・風致地区
 ・生産緑地地区
 ・地区計画
 ・開発許可
 その他の法制度等
 横浜市街づくり協議地区
 等

事業

市街地整備事業
 ・市街地再開発事業
 ・密集住宅市街地整備促進事業
 ・住宅市街地整備総合支援事業
 街路整備事業
 公園整備事業
 都市防災不燃化促進事業
 等

地域合意に基づく活動・ルールづくり や助成

鶴見川を活かしたまちづくり
 ・緑地協定
 ・環境保全活動助成金制度
 ・花と緑の街づくり助成（地域緑化事業，生垣設置事業，花やぐまち事業 等）
 安全・安心の住まいづくり
 ・地区計画，建築協定，まちづくり協定
 ・まちづくりコーディネーター派遣制度
 ・危険ブロック塀改善融資制度
 ・木造住宅耐震診断士派遣事業
 ・木造住宅耐震改修促進事業
 ・マンション耐震診断支援事業
 ・マンション耐震改修促進事業
 住み続けられるコミュニティづくり
 ・市民活動推進助成金制度
 ・横浜女性フォーラム：市民活動・研究等支援事業
 ・あいあい基金助成
 ・障害者年記念基金助成
 ・横浜国際交流基金助成
 ・生涯学習支援
 暮らしを支える働く場づくり
 ・コミュニティ商店街モデル事業
 ・商店街共同施設整備及びイベント助成
 ・商店街空き店舗事業
 安全・快適に動ける交通基盤づくり
 ・私道整備助成
 ・狭あい道路拡幅整備事業
 等

様々な手法の組み合わせによる総合的なまちづくり行政の展開

鶴見のまちづくり
横浜市都市計画マスタープラン・鶴見区プラン
平成 14 年 5 月

横浜市鶴見区区政推進課
〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1
TEL 045(510)1676・7 FAX 045(510)1889

横浜市都市計画局都市計画課
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
TEL 045(671)2658 FAX 045(663)8641